

2017年6月8日
'17-G2号

生命保険に関する研究助成制度の平成29年度助成者 決定

公益財団法人生命保険文化センター（代表理事・鈴木勝康）では、学術振興事業の一環といたしまして、若手研究者の生命保険およびこれに関連する研究を支援することを目的として、平成13年度から助成金による学術助成事業を行っております。今年度は下記の11件に助成を行うことを決定いたしました。

注) 研究助成制度につきましては、当センターホームページに掲載しております。

記

平成29年度 助成者・研究テーマ

| No. | 氏名 | 大学・学部 | 役職 | 研究テーマ |
|-----|--------|----------------------|------------|--|
| 1 | 酒井 郷平 | 愛知教育大学・ 静岡大学共同大学院 | 後期博士 課程 | 生命保険を題材とした「情報を読み解く」メディア・リテラシー教育に関する実践的研究 |
| | 塩田 真吾 | 静岡大学教育学部 | 准教授 | |
| 2 | 張 継元 | 東京大学大学院 人文社会系研究科 | 外国人 研究員 | 中国の介護保険制度における公私ミックスに関する研究 —上海市の公的介護保険試行の結果からみた民間介護保険の可能性— |
| 3 | 村上 恵子 | 県立広島大学 経営情報学部 | 准教授 | 社会人の生命保険リテラシーと今後の生命保険教育 |
| 4 | 王 学士 | 東京大学大学院 法学政治学研究科 | 博士後期 課程 | オーストラリア保険契約法における詐欺的請求に対する規律の生成と展開 |
| 5 | 尾崎 悠一 | 首都大学東京 都市教養学部法学系 | 准教授 | 保険契約の契約内容の変更に関する法的規律 |
| 6 | 顧 丹丹 | 首都大学東京 都市教養学部法学系 | 准教授 | 生命保険契約の重大事由解除における保険者の「信頼」の理論的意義 |
| 7 | 小林 和子 | 筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 | 准教授 | 生命保険契約とこれに関連した契約の相互依存関係—フランス法からの示唆 |
| 8 | 笹邊 将甫 | 帝塚山大学法学部 | 准教授 | 事故の偶発性を中心とした保険事故における立証軽減法理の必要性とその適正な運用について |
| 9 | 得津 晶 | 東北大学法学部 | 准教授 | 「おひとりさま」社会における生命保険の可能性 |
| | 長谷川 珠子 | 福島大学 行政政策学類法学専攻 | 准教授 | |
| 10 | 長島 光一 | 帝京大学法学部 | 助教 | 保険訴訟における被保険者情報の取扱い —保険訴訟の特殊性とその審理構造の視点から— |
| 11 | 原 弘明 | 関西大学法学部 | 准教授 | 因果関係不存則の在り方について :生命保険の告知義務における疾病相互の関係を中心に |

以上

本件に関するお問い合わせ先
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1
公益財団法人 生命保険文化センター
保険研究室 研究助成係 (TEL:03-5220-8512)